

平成29年第2回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第1号	専決処分事項の承認について（吉川市税条例の一部を改正する条例）	1
2	報告第2号	専決処分事項の承認について（吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例）	3 2
3	報告第3号	専決処分事項の承認について（吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）	4 0
4	第26号議案	吉川市敬老祝品贈呈条例の一部を改正する条例	4 7
5	第27号議案	吉川市税条例及び吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例	4 9
6	第28号議案	吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地地区画整理事業特別会計設置条例	5 6
7	第29号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5 7
8	第30号議案	工事請負契約の締結について（東中学校校舎大規模改修工事（建築工事））	6 0
9	第31号議案	工事請負契約の締結について（東中学校校舎大規模改修工事（機械設備工事））	6 1
10	第32号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 2
11	第33号議案	固定資産評価員の選任について	6 4
12	第34号議案	平成29年度吉川市一般会計補正予算（第1号）	—
13	第35号議案	平成29年度吉川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	—
14	第36号議案	平成29年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地地区画整理事業特別会計予算	—

報告第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）を改正する必要があるため、平成29年3月31日に吉川市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成29年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

吉川市長

吉川市条例第12号

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動項に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第33条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定配当等申告書</u> （市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定	(所得割の課税標準) 第33条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時

配当等に係る所得の明細に関する事項その他
施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、

までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所

<p>適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p>
--	--

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がそ

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出さ

の提出期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げ

れたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金

<p>る期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をい</p>	<p>の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人を</p>
--	---

<p>う。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付</p>	<p>いう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>においては</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付</p>
---	--

に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた

に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第

当該増額更正により納付すべき市民税又は令
第48条の15の5第4項に規定する市民税
にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を
延滞金の計算の基礎となる期間から控除す
る。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額
更正が、更正の請求に基づくもの(法人税
に係る更正によるものを除く。)である場
合又は法人税に係る更正(法人税に係る更
正の請求に基づくものに限る。)によるも
のである場合には、当該減額更正の通知を
した日の翌日から起算して1年を経過する
日)の翌日から当該増額更正の通知をした
日(法人税に係る修正申告書を提出し、又
は法人税に係る更正若しくは決定がされた
ことによる更正に係るものにあつては、当
該修正申告書を提出した日又は国の税務官
署が更正若しくは決定の通知をした日)ま
での期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2~7 略

8 法第349条の3又は第349条の3の4
から第349条の5までの規定の適用を受け
る固定資産に対して課する固定資産税の課税
標準は、前各項の規定にかかわらず、法第3
49条の3又は第349条の3の4から第3
49条の5までに定める額とする。

48条の15の5第3項に規定する市民税に
あつては、第1号に掲げる期間に限る。)を
延滞金の計算の基礎となる期間から控除す
る。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額
更正が、更正の請求に基づくもの(法人税
に係る更正によるものを除く。)である場
合又は法人税に係る更正(法人税に係る更
正の請求に基づくものに限る。)によるも
のである場合には、当該減額更正の通知を
した日の翌日から起算して1年を経過する
日)の翌日から当該修正申告書に係る更正
の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2~7 略

8 法第349条の3、第349条の4又は第
349条の5の規定の適用を受ける固定資産
に対して課する固定資産税の課税標準は、前
各項の規定にかかわらず、法第349条の
3、第349条の4又は第349条の5に定
める額とする。

<p>9及び10 略</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額^{あん}の按分の申出)</p> <p>第63条の3 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務</p>	<p>9及び10 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋^の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額^{あん}の按分の申出)</p> <p>第63条の3 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務</p>
--	---

務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。))が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) 略

務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) 略

3及び4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項

(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)

の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用

を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1

3及び4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項

(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用

を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1

日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする</p> <p>9 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>11 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住</p>	<p>第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条第33項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>13 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住</p>
--	--

<p>宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第4項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項<u>第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第5項の家屋につい</p>	<p>宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第3項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項<u>第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第5項の家屋につい</p>
---	--

<p>て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第24項の規定において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</u></p> <p>(3) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</u></p> <p>(3) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>
---	--

<p>(4) <u>令附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>10 法附則第15条の9の2第1項</u>に規定する<u>特定耐震基準適合住宅</u>について、<u>同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個</u></p>	<p>(4) <u>令附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第36項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
--	--

人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令

<p><u>附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p><u>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p><u>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下</u></p>	<p><u>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u></p>
--	--

この条（第5項を除く。）において同じ。）
に対する第82条の規定の適用については、
当該軽自動車平成28年4月1日から平成
29年3月31日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合において、平成29年度分の
軽自動車税に限り、同条第2号ア中次の表の
左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
掲げる字句とする。

略

4 略

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に
掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条
の規定の適用については、当該軽自動車平成
29年4月1日から平成30年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該
軽自動車平成30年4月1日から平成31
年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合には平成31年度分の軽自動車税
に限り、同条第2号ア中第2項の表の左欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に
掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条
の規定の適用については、当該軽自動車平成
29年4月1日から平成30年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該
軽自動車平成30年4月1日から平成31

において同じ。）に対する第82条の規定の
適用については、当該軽自動車平成28年
4月1日から平成29年3月31日までの間
に初回車両番号指定を受けた場合において、
平成29年度分の軽自動車税に限り、同条第
2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 略

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期

第16条の2 削除

限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡

<p>した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（<u>法附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項</u>において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項</p>	<p>した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（<u>法附則第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下この条</u>において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項</p>
--	---

に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合にお

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

る当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3

	<p>条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条

の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを吉川市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（吉川市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

報告第2号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）を改正する必要があるため、平成29年3月31日に吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成29年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

吉川市長

吉川市条例第13号

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="311 1200 392 1234">附 則</p> <p data-bbox="260 1653 804 1749">(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="236 1783 804 1879"><u>3</u> 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p data-bbox="276 1975 804 2009">(宅地等に対して課する平成27年度から平</p>	<p data-bbox="906 1200 987 1234">附 則</p> <p data-bbox="855 1330 1399 1426"><u>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</u></p> <p data-bbox="831 1460 1399 1556"><u>3</u> 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p data-bbox="855 1653 1399 1749">(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="831 1783 1399 1879"><u>4</u> 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p data-bbox="871 1975 1399 2009">(宅地等に対して課する平成27年度から平</p>

<p>成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>附則第 4 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 4 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>7</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 4 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>	<p>成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>附則第 5 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定</p>
--	--

資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

<p><u>9</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>14</u> <u>附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第1</u></u></u></u></u></u></u></u></p>	<p><u>10</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>15</u> <u>附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、</u></u></u></u></u></u></u></p>
---	--

<p><u>1 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>1 5</u> 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 7 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、<u>第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項</u>若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は<u>第 3 4 項</u>」とあるのは「若しくは<u>第 3 4 項</u>又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>1 6</u> 略</p>	<p><u>附則第 1 2 項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>1 6</u> 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 7 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、<u>第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項</u>若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は<u>第 3 0 項から第 3 3 項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第 3 0 項から第 3 3 項まで</u>又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>1 7</u> 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次条に定めるものを除き、この条例による改正後の吉川市都市計画税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 8 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 3 条 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）による改正前

の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

平成29年3月31日に子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）が公布され、教育・保育の利用者負担の軽減世帯が拡大されたことに伴い、4月分の利用者負担から軽減するため、吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年吉川市条例第6号）について、緊急に改正をする必要が生じたので、平成29年4月18日に吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成29年4月18日

吉川市長 中原恵人

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年4月18日

吉川市長

吉川市条例第14号

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	
(3) 延長保育 <u>法第59条第2号</u> に規定する時間外保育をいう。		(3) 延長保育 <u>法59条第2号</u> に規定する時間外保育をいう。	
(4) 略		(4) 略	
2 略		2 略	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
各月初日の支給認定 子どもの属する世帯	利用者負担額（月額）	各月初日の支給認定 子どもの属する世帯	利用者負担額（月額）

の階層区分			
階層区分	定義	4歳未満児	4歳以上児
略			
略	略	略	
第3階層	市町村民	14,100円	12,200円
	税所得割	0円	0円
	課税額7		
	7,100円以下		
略	略		

備考

1～4 略

5 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、第2階層と認定されたときにあつては0円とし、第3階層と認定されたときにあつては3,000円とする。

(1)～(3) 略

6 この表の規定にかかわらず、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小

の階層区分			
階層区分	定義	4歳未満児	4歳以上児
略			
略	略	略	
第3階層	市町村民	16,100円	14,200円
	税所得割	0円	0円
	課税額7		
	7,100円以下		
略	略		

備考

1～4 略

5 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、第2階層と認定されたときにあつては0円とし、第3階層と認定されたときにあつては当該階層の利用者負担額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

6 この表の規定にかかわらず、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を

学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。（1）アにおいて同じ。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において同表の階層区分が第2階層若しくは第3階層であるときの支給認定保護者に係る次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額とする。

(1) 次に掲げる支給認定子ども この表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額（同表の階層区分が第2階層である支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0円）

ア～エ 略

(2) 略

7 備考6の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が備考5(1)、(2)又は(3)のいずれか該当する場合の利用者負担額の算定に当たっては、同備考6中「幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、

受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。（1）アにおいて同じ。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において同表の階層区分が第2階層若しくは第3階層であるときの支給認定保護者に係る次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額とする。

(1) 次に掲げる支給認定子ども この表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 略

7 備考6の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が5(1)、(2)又は(3)のいずれか該当する場合の利用者負担額の算定に当たっては、同備考6中「幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し

若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。（1）アにおいて同じ。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）とあるのは「支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）」と、「次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額」とあるのは「支給認定子どもに関する利用者負担額は、0円」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）
略
備考

、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。（1）アにおいて同じ。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）とあるのは「支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）」と、「次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額」とあるのは「支給認定子どもに関する利用者負担額は、0円」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）
略
備考

<p>1～4 略</p> <p>5 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が別表第1備考5(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合において市町村民税の額の区分に係る額が77,101円未満であるとき(第1階層又は第2階層と認定されたときを除く。)の利用者負担額は、同表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。<u>ただし、支給認定子どもが3歳未満児である場合でその額が9,000円を超えるときは9,000円とし、支給認定子どもが3歳児又は4歳以上児である場合でその額が6,000円を超えるときは6,000円とする。</u></p> <p>6及び7 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が別表第1備考5(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合において市町村民税の額の区分に係る額が77,101円未満であるとき(第1階層又は第2階層と認定されたときを除く。)の利用者負担額は、同表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>6及び7 略</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第26号議案

吉川市敬老祝品贈呈条例の一部を改正する条例

吉川市敬老祝品贈呈条例（平成5年吉川町条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分と当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市敬老祝品等贈呈条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市居住の高齢者に対し敬老祝品（以下「祝品」という。）<u>又は敬老祝金（以下「祝金」という。）</u>を贈呈することにより敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（贈呈対象者）</p> <p>第2条 祝品<u>又は祝金</u>を受けすることができる者は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）現在において、市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、基準日の属する年度にお</p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市敬老祝品贈呈条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市居住の高齢者に対し敬老祝品（以下「祝品」という。）を贈呈することにより敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（贈呈対象者）</p> <p>第2条 祝品を受けすることができる者は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）現在において、市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、基準日の属する年度において、次</p>

<p>いて、次の各号のいずれかに該当するもの（祝品又は祝金を贈呈する時までに当該者が亡くなった場合にあつては、規則に定める当該者の家族等と認められる者）に対し、その申請に基づいて贈呈するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(祝品として贈呈する品物及び祝金の金額)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 祝金の金額は、10,000円とする。</u></p>	<p>の各号のいずれかに該当するもの（祝品を贈呈する時までに当該者が亡くなった場合にあつては、規則に定める当該者の家族等と認められる者）に対し、その申請に基づいて贈呈するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(祝品として贈呈する品物の金額)</p> <p>第3条 略</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の吉川市敬老祝品等贈呈条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

敬老祝品の贈呈について、高齢者の意見を踏まえ、祝品と祝金を選択できるようにしたので、この案を提出するものである。

第27号議案

吉川市税条例及び吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

(吉川市税条例の一部改正)

第1条 吉川市税条例(昭和30年吉川町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

<p>第10条の2 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 法附則第15条第44項に規定する市の</u> <u>条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条第45項に規定する市の</u> <u>条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>13 略</u></p>	<p>第10条の2 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 略</u></p>
--	--

(吉川市都市計画税条例の一部改正)

第2条 吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p>3 略</p> <p><u>（法附則第15条第44項の条例で定める割</u></p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p>3 略</p>

<p>合)</p> <p><u>4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>合)</p> <p><u>5 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第</u></u></p>	<p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第</u></u></p>
---	---

<p><u>6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p><u>4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p><u>7</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商</p>	<p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商</p>

<p>業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>16</u> <u>附則第6項及び第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、</p>	<p>業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>14</u> <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、</p>
---	--

<p>附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></p> <p>(読替規定)</p> <p><u>17</u> 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>18</u> 略</p>	<p>附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></p> <p>(読替規定)</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>16</u> 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中吉川市税条例附則第10条の2第10項の次に2項を加える改正（同条第12項に係る部分に限る。）及び第2条中吉川市都市計画税条例附則第3項の次に2項を加える改正（附則第5項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例第1条の規定による改正後の吉川市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 この条例第2条の規定による改正後の吉川市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が公布され、地域の実情に応じ、市が固定資産税及び都市計画税の特例割合を設定できるわがまち特例の対象になった項目について、割合の設定をしたいので、この案を提出するものである。

第28号議案

吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 前条に規定する特別会計は、一般会計繰入金、補助金、保留地処分金その他の諸収入をもってその歳入とし、土地区画整理事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 第1条に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計を設置したいので、この案を提出するものである。

第29号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と</p>

<p>する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再</p>	<p>する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</p> <p>第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p>
---	--

<p>度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、養子縁組里親に係る定義を改正するとともに、職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務に係る規定を改正したいので、この案を提出するものである。

第30号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 東中学校校舎大規模改修工事（建築工事）
- 2 工事場所 吉川市上笹塚三丁目104番地1
- 3 工 期 契約締結日から平成30年2月28日まで
- 4 請負金額 447,120,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県越谷市北越谷五丁目1番7号
氏名又は名称 株式会社エム・テック 越谷営業所
代表者職氏名 所長 芝江保徳

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

東中学校校舎大規模改修工事（建築工事）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第31号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 東中学校校舎大規模改修工事（機械設備工事）
- 2 工事場所 吉川市上笹塚三丁目104番地1
- 3 工 期 契約締結日から平成30年2月28日まで
- 4 請負金額 162,000,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県春日部市豊野町二丁目32番地19
氏名又は名称 正和工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 横田生樹

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

東中学校校舎大規模改修工事（機械設備工事）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第32号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○

氏 名 水村英夫

生年月日 ○○○○○○○○○

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の水村英夫氏が平成29年6月9日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 水村英夫

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和51年 4月から

○○○○○○○○○

昭和53年 7月まで

昭和53年10月から

○○○○○○○○○

昭和56年12月まで

昭和62年 8月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成23年 6月から

吉川市固定資産評価審査委員会委員

現在に至る

第33号議案

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 海老沼浩行

生年月日 ○○○○○○○○

平成29年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価員の本間廣勝前総務部課税課長が平成29年4月1日付けで人事異動したため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 海老沼浩行

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○

略 歴

昭和53年 4月 吉川町役場入庁

平成27年 4月から

総務部財政課庁舎整備担当副主幹兼営繕係長

平成29年 3月まで

平成29年 4月から

総務部課税課長

現在に至る